・旧池尻中学校跡地施設における運営事業者の公募・選定、基本協定及び賃貸借契約の締結等について
ＰＴＡ・スポーツ団体との対話
ＰＴＡとの対話

６月　地域住民説明会・意見交換会
区民生活常任委員会報告
・旧池尻中学校跡地施設における運営事業者の公募開始について　事業者募集要項案説明
文教常任委員会報告
・旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校の校庭整備について

７月　事業者募集要項　起案決定
運営事業者公募開始
ＰＴＡ・スポーツ団体との対話（現地視察を含む）

２　本事業に関する個別事項

（１）本事業にかかる敷地活用について

本事業にかかる敷地は、平成１６年に旧池尻中学校の校舎・校庭・体育館を一体として「その他（ものづくり学校）」という用途で建築確認をとった上で、旧校舎を普通財産に用途変更して事業者に貸し付けた。旧校庭と旧体育館は利用がなかったため教育財産のままとしてきたが、今後は旧校庭も一体として新たな事業者に貸し付けるため、普通財産に用途変更する。一方、池尻小学校は、平成１６年の池尻中学校廃校まで、中学校側の校庭の空き時間に利用しており、世田谷ものづくり学校が開始した後も、引き続き旧校庭を利用してきたが、小学校の敷地と位置付けてはいない。なお、所管部の弁明書において、請求人の「小学校の施設として使用中の校庭」等の主張に対比する主旨で「暫定的」と表現しているものである。

（２）地域住民等への対応について

地域住民に対する説明会は、令和３年６月及び令和４年６月に実施し、その中で出された意見を踏まえ「校庭の分割割合案の変更」「校庭活用の具体的なイメージの提示」「体育館を地域住民へ開放」などの地域住民の関心の高い要望を取り入れた。

（３）校庭分割案について

当初の校庭分割案（６：４）は、旧池尻中学校存在時及び世田谷ものづくり学校整備時の建築確認申請の図面から導き出した。変更案（７：３）はＰＴＡ・スポーツ団体からの要望を受け、小学校側で複数団体が同時活動できること、旧中学校側で区が想定している取組が行えるスペースの確保を検討の結果この割合に至った。

（４）学校教育への影響の緩和について

学校改修工事を進める際には、学校教育に影響が及ばないよう休業期間の

実施を基本とするが、やむなくそれ以外の期間に実施の場合は学校と綿密な調整を行う。改修工事に至るまでには、前年度に対象校の選定、対象校との調整、予算措置を行い、実施年度には、工事仕様書の作成、学校との調整、仕様書の確定を経て契約、施工となる。本事業にかかる工事も同様のプロセスにより進められる。本事業は、工事の実施時期の見直し等があったため、工事時期が学校行事と重ならないよう改めて学校と調整した。学校側には令和３年５月及び令和４年３月に前任の学校長に説明している。

（５）区の他所管部の計画・方針との整合について

池尻小学校の校庭の芝生化は都の事業を活用し、実施したが、芝生の撤去に関し都からの補助金の返還は不要なことを確認している。世田谷区みどりの基本計画との整合については、平成２１年３月に学校緑化推進計画を策定し、みどりの学校づくりを進め、世田谷区みどりの基本計画及び世田谷区みどりの行動計画と整合を図ってきた。全面芝生化は養生期間が必要なこと、メンテナンスや経費がかかることなど、学校から意見が寄せられたことを踏まえ、昨年度学校の校庭整備における基本的な考え方をとりまとめ、今後はダスト舗装と一部天然芝を基本とすることを定めた。全面芝生化の学校については、養生期間に代替の校庭を確保できない場合、トラック内のダスト舗装化を提案していく。本整備案で適用しているこの情報は、みどり政策所管部へも提供している。

（６）校庭活用について

創業支援の実験などに近接する世田谷公園を利用するのは、都市公園法の規定により困難である。都市公園法第２条第２項で、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設が規定されており、それ以外に設置できるものはイベントの仮設工作物などに限定され、その場合も公園管理者の許可が必要となる。そのため、本事業のための空間確保に旧校庭を活用できることはメリットと考える。また、外から様子を見て同敷地内で行っていることに興味を抱いてもらい、施設内にも入って興味を深めてもらえることもメリットと考えている。

（７）建築基準法の用途制限への抵触について

具体的な事業の基本コンセプトとして次の４つの機能、「既存産業の活性化支援」として第二創業支援のための一般入居ブース整備、「起業・創業の支援」として起業創業者の交流連携を促す支援スペース、「産業と連携した学びの支援」として子どもたちが学びを得ることができる施設、「区民・事業者に開かれた場」として実証やコミュニティ形成の場などを想定している。建築基準法では複数の用途を併せ持つことは認められているため、第一種住居地域に規定されている本件施設に制限の範囲内で用途を設定する予定である。なお、用途変更に関連する工事は区が対応する。

（８）区の都市整備方針及び景観法に基づく世田谷区風景づくり条例への抵触について

風景づくり計画における「まとまったみどり」は、公園等が対象で、池尻小学校校庭の芝生は該当しない。また、まとまったみどりの敷地境界から５０ｍの範囲に掛かる敷地に池尻小学校は含まれているが、この基準は、世田谷区風景づくり条例に定める「建築行為等」について規定するものであり、芝生除去は該当せず基準及び法令に違反しないと所管部に確認しており、法に抵触しないと考えている。スポーツ施設整備方針については、学校施設は、地域コミュニティの核としての役割も担うことを踏まえ、地区スポーツ施設としての利用を図るとされており、児童のスポーツ活動及び遊び場も前提として示しているので方針との齟齬はない。世田谷ものづくり学校の跡地活用は、政策経営部による検討の中で周辺の立地状況やスポーツ施設の有無などを加味して総合的に検討し産業活性化事業への整備を決定している。

（９）避難所機能の保持について

敷地境界部分に設置する９ｍ程度の防球ネットの形状は、下部に設置予定の開口部の面積やプライバシー保護も含め学校等の意見を聞きつつ検討しており、開口部は小学校との一体活用が可能な可動式を想定し、説明会でも説明している。なお、フェンスの設置は区が主導して実施するが、現在設置の防災倉庫の移設・撤去はせず、フェンスが防災倉庫に接触しないよう測量の上調整していく。

第４　監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

１　判断

本件請求のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止の差止めを求める旨の請求、及び校庭整備（既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え）の工事費用（約５，２００万円）を令和５年度予算として区議会に請求する行為の差止めを求める旨の請求は、いずれも地方自治法第２４２条第１項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第２４２条第５項に定める監査を実施しないものとする。

請求人のその余の請求はいずれも理由がないと認める。

２　理由

（１）監査対象事項が財務会計上の行為に該当するか否か

住民監査請求の制度は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、地方自治法第２４２条第１項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、請求人の請求が適法といえるためには、請求人が主張する違法又は不当な行為が財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるといえなければならない（最高裁昭和６２年（行ツ）第

２２号平成２年４月１２日第一小法廷判決・民集４４巻３号４３１頁）。

監査対象事項①、監査対象事項②及び監査対象事項⑤は、いずれも公金の支出又は契約の締結に該当し、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される。なお、監査対象事項①のうち、池尻小学校及び世田谷ものづくり学校敷地確定に関する測量調査契約は、令和４年６月１７日に既に契約（世田谷区立池尻小学校及び世田谷ものづくり学校測量調査委託契約）が締結されているが、今後当該契約に基づく支出行為が予定されるから、かかる支出行為が財務会計上の行為として差止めの対象となりうる。

また、監査対象事項③のうち、分筆登記手続のための公金の支出は、住民監査請求の対象となる公金の支出に該当し、令和５年度に本事業に供する敷地貸付のため分筆登記手続きが予定されているから、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される。

これに対し、監査対象事項③のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止は、区の所有に属する土地の一部を行政財産から普通財産に変更することを決定するものであるが、これは、区内部における公有財産の管理区分に関する措置又は判断にすぎず、校庭の土地としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当である。

また、監査対象事項④「校庭整備（既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え）の工事費用（約５，２００万円）を令和５年度予算として区議会に請求する行為」は、区長の専権事項である予算調製であり、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に該当しないと解するのが相当である。

以上から、監査対象事項③のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止、及び監査対象事項④は住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しないから、本件請求のうち、これら行為の差止めを求める旨の請求は、不適法である。

（２）監査対象事項である財務会計上の行為の違法性・不当性

前項において財務会計上の行為に該当しないと認定した事項を除くその余の監査対象事項（以下「本件財務会計上の行為」という。）について、それが違法又は不当といえるかについて、以下に検討する。

地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求における違法性・不当性は、原則として財務会計上の行為自体に固有のものでなければならず、たとえ財務会計上の行為に先行する原因行為に非財務会計法規上の違法・不当事由が存する場合であっても、当然にその違法性・不当性が承継されて後行の財務会計上の行為も違法・不当となると解するのは相当ではなく、例外的に原因行為に存する違法・不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認めるときに限って、その違法性・不当性を問うことができるものと解するのが相当である（最高裁平成４年１２月１５日第三小法廷判決・民集４６巻９号２７５３頁参照）。

そうすると、本件請求において上記の違法性・不当性の有無を判断するに

際しては、本件財務会計上の行為自体に違法性・不当性が認められるか否か、又は本件財務会計上の行為につき、原因行為たる本事業に存する非財務会計法規上の違法・不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認められるか否かを検討すべきことになる。

そして、請求人は、措置請求理由として、いずれも本事業に係る非財務会計法規上の違法・不当事由を主張するものであるから、前記のとおり、本件財務会計上の行為につき、その原因行為たる本事業に存する違法・不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認められる場合に限り、本件財務会計上の行為の違法性・不当性が肯定されることになる。また、仮にその原因行為たる本事業が都市計画法、世田谷区風景づくり条例その他の非財務会計法規に照らしてその適法性について疑問があるとすれば、原則として、地方自治法第７５条第１項所定の事務監査請求の中で主張すべきものであるから、原因行為たる本事業に存する違法・不当事由の内容及び程度が、区の財政に対して相当程度の損失を与える蓋然性の高いものであると認められない限りは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであるとは認められないというべきである。

そこで、請求人の主張する本事業に存する違法・不当事由について以下に検討する。

①　措置請求理由 E.：建築基準法上の用途制限違反

請求人は、本事業の対象となる施設（校舎・体育館）が建築基準法上の用途制限に違反すると主張するが、本事業においては、当該敷地が属する第一種住居地域において認められた範囲内で必要な用途変更を行うことを前提としており、直ちに同法に違反するものであるとは認められない。

②　措置請求理由 G.：区の定める都市整備方針や世田谷区風景づくり条例違反

請求人は、本事業について、区の定める都市整備方針や世田谷区風景づくり条例に違反し違法であると主張するが、都市計画法第１８条の２第１項、世田谷区街づくり条例第８条第１項に基づき定められた世田谷区都市整備方針による「みどりの拠点」の定義は周辺の土地利用等に関しては何らの規制を与えるものではなく、また、世田谷区風景づくり条例第２９条に規定する「建設行為等」の行為の実施もないと認められるから、本事業が区の定める都市整備方針や世田谷区風景づくり条例に違反するものであるとは認められない。

③　措置請求理由 B.：「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり３３」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策との不整合

請求人は、本事業は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり３３」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策と不整合であると主張する。しかしながら、これら指針・施策は地方行財政の運営に関わる基本方針を定めたものであり、かかる指針・施策に適合するか否かは、地方公共団体における総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であって、かつ長の広範な裁量に委ねられているものというべきであり、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、

その違法性・不当性が肯定されると解され、請求人の主張に照らし、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものとは認められない。

④　その余の措置請求理由

請求人のその余の措置請求理由については、本事業の妥当性に関わるものであるところ、前項に記載するとおり、本事業の採否は長の広範な裁量に委ねられており、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、その違法性・不当性が肯定されると解され、請求人の主張に照らし、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものとは認められない。

以上より、請求人の違法・不当事由の主張に照らして、本件財務会計上の行為につき、その原因行為たる本事業に存する違法・不当事由の内容及び程度が、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであるとは認められない。

３　結論

以上より、本件請求のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止の差止めを求める旨の請求、及び校庭整備（既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え）の工事費用（約５，２００万円）を令和５年度予算として区議会に請求する行為の差止めを求める旨の請求は、いずれも地方自治法第２４２条第１項の要件を充足するとは認められないため、不適法であり、その余の請求はいずれも理由がないと判断した。

４　意見

本事業は、平成１６年に池尻中学校が廃校となった後より、長年にわたって区の産業活性化に貢献し、令和４年５月末日をもって閉館した世田谷ものづくり学校の後施設等を新たな産業活性化拠点として再整備するものであるが、本件請求からは、区と請求人等関係者との間に少なからず本事業に対する見方、考え方の相違があることが見てとれた。

本件請求に関する監査委員の判断は既に述べたとおりであるが、区は今後も地域住民等関係者に対し、主体的に十分な説明と対話に努めるとともに、世田谷区公文書管理条例の趣旨を踏まえて本事業に関する公文書の適正な管理を行い、区民に対する説明責任を果たされたい。

添付

（別紙）世田谷区職員措置請求書

（別紙）事実証明書

【甲１】平成１５年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第１６号（１１月１２日－０１号１９頁部分）を印刷した書面

【甲２】平成１５年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第１９号（１２月１８日－０１号１４頁部分）を印刷した書面

【甲３】平成１５年世田谷区議会区民生活常任委員会会議録第１２号（１２月１８日－０１号２０頁部分）を印刷した書面

【甲４】平成１５年世田谷区議会文教常任委員会会議録第１２号（１２月１８日－０１号７頁部分）を印刷した書面
【甲５】平成１６年予算特別委員会会議録第３号（０３月１２日－０３号８６頁部分）を印刷した書面
【甲６】平成１６年予算特別委員会会議録第８号（０３月２４日－０８号３６８頁部分）を印刷した書面
【甲７】平成２７年予算特別委員会会議録第６号（０３月１８日－０６号２３８頁部分）を印刷した書面
【甲８】令和３年世田谷区議会文教常任委員会会議録第１号（０２月０８日－０１号２２頁部分）を印刷した書面
【甲９】令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会速記録１頁及び２４乃至２６頁部分を印刷した書面
【甲１０】「世田谷ものづくり学校（東京都世田谷区）」と題する書面
【甲１１の１～１１の４】池尻小学校創立４０周年記念誌「いけじり」（８頁～９頁「わたしたちの町」、表紙、奥書）
【甲１２】世田谷デジタルミュージアム「池尻小学校・池尻中学校」を印刷した書面
【甲１３】旧池尻中学校跡地問題会議
【甲１４の１～１４の３】校庭及び体育館の使用状況（令和元年６月）
【甲１５】旧若林中学校跡地活用方針（素案）
【甲１６】新たな産業施策に向けてのレポート
【甲１７の１～１７の２】令和４年第１回定例会世田谷区議会会議録第１号（０２月２１日－０１号１４－１５頁及び３２頁部分）を印刷した書面
【甲１８】「区長へのメール」への変身画面を印刷した書面
【甲１９】【第２回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ
【甲２０】［世田谷区Ｐａｓｓｗｏｒｄ］「議事録の送付と・・・」と題するメールを印刷した書面
【甲２１】旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書
【甲２２】世田谷区立池尻小学校ホームページを印刷した書面
【甲２３】平成２２年度校庭芝生調査研究協力校の募集について
【甲２４】件名「芝生化工事の工程表の送付」と題するメールを印刷した書面
【甲２５】旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について
【甲２６】東京都緑化白書　特集　校庭芝生化の現状
【甲２７の１～２７の４】池尻小学校校庭芝生化整備工事①，②，校長室だより，学校だより
【甲２８の１～２８の２】世田谷区スポーツ施設整備方針の３５頁部分及び１０頁部分を印刷した書面
【甲２９】旧大名小学校跡地活用事業　公募要綱
【甲３０】旧那古野小学校施設活用事業提案　募集要項
【甲３１】旧池尻中学校跡地活用事業に関する基本協定書（案）

【甲３２】世田谷区ホームページ中「公園にキッチンカー（移動販売車）が出店しています」を印刷した書面
【甲３３】認定ＮＰＯ法人プレーパーク世田谷のホームページを印刷した書面
【甲３４】「世田谷公園フリーマーケット開催情報」と題するホームページを印刷した書面
【甲３５】「せたがや環境フェスタ２０２２」と題するホームページを印刷した書面
【甲３６】「せたがやガーデニングフェア２０２２」と題するホームページを印刷した書面
【甲３７】令和４年第１回定例会世田谷区議会会議録第３号（０２月２４日－０３号１２４頁部分）を印刷した書面
【甲３８】「ＷＨＡＴ　ＩＳ　ＩＫＥ・ＳＵＮＰＡＲＫ？」と題するホームページを印刷した書面
【甲３９】「うめきた外庭ＳＱＵＡＲＥについて」と題するホームページを印刷した書面
【甲４０】「ＬＩＧＡＲＥ」と題するホームページを印刷した書面
【甲４１】旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図
【甲４２】「現況及び基本的な条件等」と題する書面
【甲４３】旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項
【甲４４】世田谷区都市整備方針１
【甲４５】世田谷区都市整備方針２
【甲４６】世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性について
【甲４７】時事ドットコムニュースを印刷した書面
【甲４８】小学校施設整備指針
【甲４９】「景観法に基づく風景づくり」と題する世田谷区のホームページを印刷した書面
【甲５０の１】池尻小防災倉庫備蓄物品一覧
【甲５０の２】池尻小学校防災倉庫配置図
【甲５１】北沢小学校後利用方針
【甲５２】校庭分割図面
【甲５３】平安幼稚園ホームページを印刷した書面
【甲５４】ＧｏｏｇｌｅＭＡＰ（池尻小学校）を印刷した書面
【甲５５の１～５５の２】池尻小学校校庭の写真を印刷した書面
【甲５６】旧羽田旭小学校敷地活用事業に係る整備・運営等事業者選定プロポーザル募集要項

なお、事実証明書の各標目については、添付は省略した。

世田谷区職員措置請求書



世田谷区長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

現在、区長が推進中の「旧池尻中学校跡地活用事業」（以下、「本事業」という。）に関連して実施予定の公金の支出、財産の管理・処分、契約の締結・履行のうち、下記（1）に列挙する行為の差止め（防止）を請求する。

（1）差止め（防止）の対象行為

① 本事業に関する令和4年度予算のうち、池尻小学校校庭の分割のために必要な、測量・設計に係る部分（金額：約400万円）の執行
② 都市計画法第18条の2第1項、世田谷区街づくり条例第8条に基づき策定した都市整備方針及び景観法に基づく世田谷区風景づくり条例に違反して池尻小学校の西側校庭部分の芝生を剥がし、土のｸﾞﾗｳﾝﾄﾞを整備する工事の執行（これに伴い工事業者と契約を締結・履行し、公金を支出する行為を含む）
③ 池尻小学校校庭のうち、本事業に供する予定の土地の用途変更に係る一切の手続き・行為（分割登記及びこれに伴う公金の支出を含む）
④ 校庭整備（既存ﾌｪﾝｽ・植栽撤去、防球ﾌｪﾝｽ設置、校庭の土入替え）の工事費用（約5,200万円）を令和5年度予算として区議会に請求する行為
⑤ 本事業の公募により選定する事業者と、現時点の募集要項に記載されている前提で、賃貸借契約書及び協定書を締結し、これを履行する行為（池尻小学校校庭をおよそ7:3に分割し、約3割の部分の土地を事業者に貸し付ける行為、及び、建築基準法別表第二（ほ）号及び同号が引用する（は）号に定める用途制限に抵触する形で、旧池尻中学校の校舎と体育館を事業者に貸し付ける行為に関する契約の締結・履行）

（2）差止め（防止）の趣旨

区が上記1.（1）に列挙する行為を実施することは、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の処分、契約の締結若しくは履行」（地方自治法第242条第1項）に該当するところ、これらが実行されてからでは事後的な回復が困難になり、区や事業者の側にも多額の費用・損害が発生することから、事業者が選定される前である現時点で、上記1.（1）に記載する各行為の差止め（防止）を求めるものである。なお、

本事業の公募は、すでに本年7月4日に開始されており、池尻小学校の校庭の分割割合やそれに関連する測量、芝生の撤去、ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞの整備計画等の内容、ｽｹｼﾞｭｰﾙ、必要な予算額や、選定された事業者と契約を締結する予定時期や協定書の内容等は、本事業の募集要項（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項）に具体的に記載されていることから、上記1.（1）に列挙する行為がなされることは、「相当の確実さをもって予測」（地方自治法第242条第1項）されている。

（3）本事業に伴う上記1.（1）に列挙する行為が「違法若しくは不当」である理由の概要

A. 本事業は、現時点で小学校の校庭として活用中の土地の一部の分割・用途変更を行い、経済活性化目的で用いようとするものであるが、このような校庭分割・用途変更はわが国において前例がない極めて異例な財産の処分行為であること。
　そうであるにも拘わらず、区自身が策定・公表している学校跡地活用に係る方針・手順にすら則らず、地域住民不在の少数の関係者間の懇談会で決定した基本方針を堅持したまま、地域住民の反対意見が根強い中で、小学校からの要望も十分に考慮せずに校庭分割・用途変更を行うことは、極めて不当であること。

B. 本事業が前提とする校庭分割・用途変更は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「ｽﾎﾟｰﾂ推進」等の他の区の施策と不整合であり、それら施策の目的の達成が後退する又は困難になること。

C. 本事業の遂行・目的達成のために、旧中学校校庭の一体的活用の具体的必要性が無く、代替の方法での事業遂行が可能であるにも拘わらず、区が2,500㎡の校庭利用に拘泥しているのは不当であること。

D. 本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切であること。

E. 本事業の対象施設（校舎・体育館）が、建築基準法上の用途制限に違反していること。

F. 本事業の用地が第一種住居地域とされていることに照らし、本事業は都市計画法の趣旨に反すること。

G. 池尻小学校校庭の芝生を撤去する行為が、区の都市整備方針、景観法8条4項2号に基づく風景づくり条例に違反し、違法であること。

H. 池尻小の避難所としての機能が低下すること、又はそのおそれがあること。

以上を総合的に勘案すれば、本事業をこのまま区が推進することは、著しく不当かつ違法であり、区長の裁量権の逸脱に相当する。

次項目以降、上記理由について具体的に詳述する。

(4)本事業に伴う上記1.(1)に列挙する行為が「違法若しくは不当」である具体的理由

A-1.前例がない異例な計画であること。

全国で、現に小学校の施設として使用中の校庭を分割し、一部を用途変更の上、経済活性化目的で活用した事例は一つも存在しない。
前提として、平成16年3月31日に旧池尻中学校が閉校するに際して、旧池尻中学校校庭は,池尻小学校の校庭とすると世田谷区自身が決定し、その旨区議会に報告していた(甲1号証:平成15年11月世田谷区企画総務常任委員会議事録「隣接の池尻小学校へ広げる形」、甲2号証:平成15年12月世田谷区企画総務常任委員会議事録、甲3号証:平成15年12月世田谷区区民生活常任委員会議事録及び甲4号証:平成15年12月世田谷区文教常任委員会議事録「校庭は池尻小学校の校庭として位置づけ」、甲8号証:令和3年2月文教常任委員会議事録及び甲9号証:令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会議事録「校庭部分を隣に接している池尻小学校の施設に編入する」)。
対外的にも、一般財団法人都市未来推進機構が、「校庭部分及び体育館は池尻小学校に統合、校舎部分は一般向けに有効活用されることとなった」(甲10号証:世田谷ものづくり学校(東京都世田谷区))と報告している。
このように、対内的にも対外的にも旧池尻中学校校庭は、平成16年に池尻小学校校庭に編入されることとなり、それ以降、池尻小学校の校庭(教育財産)として活用され続けている(甲9号証)。
加えて、歴史的には、昭和30年に池尻小学校が開校されてから、池尻中学校が廃校となるまでの約50年間、いわば小中一貫校のような形で校庭が共有・活用されており、原則として西側部分が小学校、東側部分が中学校というすみ分けが存在したものの、その間に境界線が引かれたことはなく、一方が未使用な時間帯には他方が校庭の全面を使用する形での共存共栄が図られてきた。
すなわち、池尻中学校が廃校となる前から、現在に至るまでの約67年間、池尻小学校としてはその校庭の全面を活用してきた事実関係が存在する。(甲11の1号証:池尻小学校創立40周年記念誌「いけじり」乃至甲12号証:世田谷ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾐｭｰｼﾞｱﾑ「池尻小学校・池尻中学校」)。

こうした歴史的経緯も含め、地域住民は区の担当者に説明を行い、陳情を続けてきているが、区は、東側校庭部分が現時点でも池尻小学校の校庭の一部であり、

小学校での教育や地域活動で極めて活発に利用されている歴然とした事実を軽視し、旧池尻中の「跡地」にすぎないかのように用途変更を行おうとしているものである。本事業により区としては「地域の多様なｺﾐｭﾆﾃｨを育み、新たなｺﾐｭﾆﾃｨを形成」しようとしているが、既存の広い校庭を活用し、池尻小のみならず近隣他校の児童・保護者を含む関係者や地域ｽﾎﾟｰﾂ団体が様々な活動を行うことですでに地域ｺﾐｭﾆﾃｨが形成されており、校庭の分割によって、それらのｺﾐｭﾆﾃｨの前提となる活動に制約を加えることは本末転倒であり、極めて不当である。
現状の池尻小学校校庭の活発な利用状況については、本年1月28日に池尻小PTA・地域ｽﾎﾟｰﾂ団体の保護者が経済産業部との面談時に提出した資料(甲13号証:旧池尻中学校跡地問題会議)や、区が令和3年にｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ調査を実施した際の資料に詳述されている(甲14号証の1乃至同3:校庭及び体育館の使用状況(令和元年6月))。

A-2.地域住民との対話のﾌﾟﾛｾｽが、区自身が定める方針・手順に則っておらず、地域住民不在の場で決定された基本方針が堅持されていること

学校はｽﾎﾟｰﾂ活動や災害時の避難所としての地域交流の拠点として活用されていることから、区自身の方針として、「学校跡地を活用する場合、まず地域住民と対話を行い、住民の意見も踏まえた上で活用方針を定めるべき」という策定手順がある(甲15号証:旧若林中学校跡地活用方針(素案) P1,2)が、今回のｹｰｽはその策定手順に則っていない。旧若林中学校を始め,令和4年2月24日の世田谷区議会において経済産業部長が参考事例として挙げた北沢小学校の事例においても(甲37号証:令和4年3月定例会-02月24日-03号 P124)、使用されなくなる学校跡地の活用について地域住民との多数回にわたる意見交換会が開催されていたのに対し(甲51号証:北沢小学校後利用方針)、本事業については,方針決定後に地域住民に対して結果説明があったものの、事前の意見交換会が開催されたことはない。
具体的には、区の定める学校跡地活用の方針・手順に従うと、令和元年(2019年)12月23日に懇談会が開催されていることから,本来は,遅くとも同日までには世田谷ものづくり学校の今後の方向性を協議する際に地域住民も交えた対話を実施すべきであったところ、当時区は、自らが選定した有識者や民間事業者とのみ懇談会を行い、地域住民不在の場で「池尻中跡地校舎・校庭・体育館を一体性をもって地域に開かれた空間へ」とする方針の素案が決定されるに至った(甲16号証:新たな産業施策に向けてのﾚﾎﾟｰﾄ P16、P18。甲43号証:旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P3)。
既に同懇談会開催前の令和元年11月11日には、経済産業部が本事業の方向性として、校庭・体育館を含む旧池尻中学校跡地を活用した施設運営の新たなｺﾝｾﾌﾟﾄを策定する旨決定していることから(甲46号証:世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性について P4)、上記令和元年12月23日の懇談会において示された方向性は、実質的には経済産業部の誘導による可能性が高い。加えて、甲46号

証の「７．今後のｽｹｼﾞｭｰﾙ（予定）」では、「令和元年12月～基本ｺﾝｾﾌﾟﾄの策定検討（区民、事業者、有識者などとの意見交換等）」と記載されているにも拘わらず、上述のとおり、令和元年12月開催の懇談会には区民（地域住民）が招かれることはなかった。

その後、令和2年3月の政策会議での審議を経て令和3年2月に、校舎のみならず、体育館や校庭を含めた一体的な活用に向けた「基本ｺﾝｾﾌﾟﾄ」が区によって策定されたが（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項　P3）、そこに至るまでの過程で、小学校校庭を利用している地域住民の意見は全く聴取されることがなかった。
地域住民に対しては、令和3年2月に初めて、池尻小PTA本部・学校運営委員会ﾒﾝﾊﾞｰに対する説明が区からなされたものの、当該時点においては「具体的なことはまだ何も決まっていない。」とのことで、具体的な説明は何らなされていなかった。その後同年6月及び令和4年6月に地域住民説明会が開催されるに至っているが、これらは住民の意見や要望が反映されていない区の方針の説明がほとんどであったことから、地域住民の十分な理解が得られず、根強い反対が続いている（後述）。

既述のとおり、そもそも池尻小学校の校庭は、現在もその全面が活発に利用されており、小学校の立場から見ると「跡地」には当たらないことから、地域住民との意見交換はより一層丁寧になされてしかるべきであったところ、これを旧中学校校庭の「跡地」として捉えたとしても、区自らが定める跡地活用の手順・方針に則った形での地域住民との対話がなされておらず、地域住民不在の少数の関係者間の協議で決定された「校舎・校庭・体育館を一体的に活用する」との基本方針が堅持されたまま本事業が推進され、校庭が分割・用途変更されることは極めて不当である。

A-3. 区長や区の担当者自身の発言に沿った対応が行われておらず、地域住民の意見が適切に関係者に開示されていないこと

また、本年2月17日には、当時の池尻小PTA会長が「区長へのﾒｰﾙ」にて、区長に対し、区長との直接対話の機会を求め、その後2月21日の定例会で自民党区議会議員からの質問に関連して、区長は「池尻小学校の地域の保護者の皆さんからの御意見があることも認識をしております。」「地域の保護者の皆さんからの要望があるというような話について、率直にその要望にも耳を傾け、話し合うということについて、やぶさかではない。」との答弁を行い（甲17号証：令和4年3月定例会議事録-02月21日-01号　P14～15、P21）、その後も地域住民が区議会議員経由で直接対話を求めているにも拘わらず、現時点に至るまで区長は地域住民との直接の対話を

行っていない（甲18号証：令和4年2月17日「区長へのﾒｰﾙ」に対する、3月3日付返信）。

また令和4年5月16日に、経済産業部から6月1-2日に開催予定の第2回住民説明会の案内が初めて池尻小PTAになされた際に、周知期間が短いことを根拠に、PTAから日程の延期の検討を要請したところ、経済産業部からは、第2回住民説明会の後に第3回の住民説明会の開催も検討している旨の返答があったが、結局第3回住民説明会は開催されないまま、7月4日の公募開始が決定された。

第2回住民説明会では、参加した地域住民から多数の反対意見が寄せられており、その点は議事録（甲19号証：【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ）を読めば明らかである。本議事録は遅くとも6月13日には草稿が完成しているが（甲20号証：6月13日17時12分付　世田谷区経済産業部からPTA会長宛て電子ﾒｰﾙ）、同月16日に開催された区民生活常任委員会では区議に報告がされていない。地域住民の意見を重視する意図があれば、16日の委員会に先立って公募開始を決定することはせず、まずは反対意見が多数寄せられている住民説明会の結果を委員会の場で報告すべきとも思われるが、そのような対応はとられていない。

また、第2回住民説明会で、住民からの「普段ｽﾎﾟｰﾂで校庭を利用している立場から申し上げると、修正分割案をｽﾎﾟｰﾂ団体に聞いてみたが、芝生のｻｯｶｰをやるｽﾍﾟｰｽと野球をやる部分のﾊﾞｯﾌｧｰが足りないだろうと。どれくらいあればよいかについては、机上の数字で7:3であればよいだろうという数字ありきの話ではなく、現地を見ながら対話を行うのが、建設的な話ができると思う。」との意見に対して、区からは「現地を見ながらﾊﾞｯﾌｧｰを検討すべきというご意見はおっしゃる通りだと思います。具体的な調整は、個別にさせていただければと思います。」という返答がなされていたにも拘わらず（甲19号証：【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ　6月2日分の23番の質疑応答）、現地を見ながらのﾊﾞｯﾌｧｰを検討するための調整がなされないまま、6月16日の区民生活常任委員会で、7:3の分割案を前提とする募集要項が報告され、7月4日には公募が開始された（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項）。
なお、その後、6月28日付の池尻小PTA会長からの要望を受けて、世田谷区経済産業部は、現地を見ながらのﾊﾞｯﾌｧｰの検討をするための集まりを7月30日に開催した。それまで、区の提示したﾊﾞｯﾌｧｰに異議を述べていなかったｽﾎﾟｰﾂ団体は一つだけであったが、令和4年7月30日に複数団体の関係者が集まり現地確認を行った結果、当該異議を述べていなかった唯一のｽﾎﾟｰﾂ団体監督でさえ、二つの団体が同時に使用することが危険であるとの認識を示した。

以上のとおり、区長又は区職員の発言内容に沿った対応がなされず、地域住民の

意見が軽視され、区の考える既定路線ありきのｽﾀﾝｽで、関係者に必要な情報が開示されないまま、本事業の公募が開始されたことは、極めて不当である。

A-4. 現状の校庭分割案に対する地域住民の反対意見が根強いにも拘わらず、本事業を強行しようとしていること。

① 区の当初分割案（6：4）に対する小学校保護者の反応

令和3年12月に池尻小PTAが保護者向けに実施したｱﾝｹｰﾄでは、約7割を占める194世帯の保護者が回答し、そのうち9割以上が本事業に反対であった（甲13号証：旧池尻中学校跡地問題会議 P2の円ｸﾞﾗﾌ）。

② 区の修正分割案（7：3）に対するｽﾎﾟｰﾂ団体・小学校保護者の反応等

その後、2022年5月に、校庭の分割割合を当初案の6:4（6割が小学校、4割が本事業）から7:3に修正する分割案が区から提示された（甲52号証：校庭分割図面）。

池尻小学校PTAからは，具体的使用方法を教えていただければ，校庭全体を共同で使用したり，分割割合についても前向きに検討するとの提案を行っていたにもかかわらず、校庭の3割である2500平方ﾒｰﾄﾙを使用する具体的な必要性については説明が無く，具体例として挙げられた事業（ｲｹ・ｻﾝﾊﾞｰｸ）や実証事業案についても、全て例示であるとして具体的な活用案については不明なままである。

そのため，校庭を分割することの有益性が明らかにされないまま，児童の健全育成に不可欠な校庭の分割が強要されることとなっている状況である。

また、この修正分割案は，従来通りに二つの団体が同時に活動できるようにしたとの経済産業部の説明であったが、これに対する地域住民の見解としては、校庭で活動する5つのｽﾎﾟｰﾂ団体及びPTAのうち、1ｽﾎﾟｰﾂ団体の監督のみが区の提示するﾊﾞｯﾌｧｰに同意していたが，現地確認の結果，現状のﾊﾞｯﾌｧｰでは隣で活動する団体との接触可能性が高く、危険であるとの認識が示されたことは，前述の通りである。

また，残る団体のうち、3ｽﾎﾟｰﾂ団体及びPTAは、2団体が同時にｽﾎﾟｰﾂや遊びの活動をするには危険、又は活動内容に著しく制約が生じるという理由から、同意をしていない（1つのｽﾎﾟｰﾂ団体は、意見表明をしていない）。現状の各団体の反応をまとめると下表のとおりである。

団体の名称（活動内容）	修正分割案(7:3)に対する意見
FC池尻（ｻｯｶｰ）	同意。但し、現ﾊﾞｯﾌｧｰでは危険。
池尻Jrｿﾌﾄﾃﾆｽ（ﾃﾆｽ）	反対
三宿ｻｯｶｰ少年団（ｻｯｶｰ）	反対
三宿こどもｱｽﾘｰﾄｸﾗﾌﾞ（ｽﾎﾟｰﾂ鬼ごっこ）	意見表明せず
世田谷SKﾊﾞｯｸﾞｽ（野球）	反対
池尻小学校PTA	反対

なお、令和4年7月30日の現地確認の際には，高校生がﾃﾆｽ大会でﾌﾟﾚｰ中に壁に衝突した事件で、ｺｰﾄが国際ﾃﾆｽ連盟規則など外形的には満たしていても、ﾎﾞｰﾙを追いかける生徒が壁と衝突しうることは予見可能だったことから東京都に420万円の損害賠償の支払いを命じた東京地裁判決（甲47号証：時事ﾄﾞｯﾄｺﾑﾆｭｰｽ）の概要もｽﾎﾟｰﾂ団体関係者から説明し、安全性について再考するよう求めたが、経済産業部の担当者は考慮する意向を示さず、万が一事故が発生した場合には、（当事者が）保険で対応することになると思われる旨の見解のみが示された。

本年2月24日の区議会定例会で、みどり33推進担当部長からは、飛球に対する安全対策に関して、高さ9ﾒｰﾄﾙの防球ﾌｪﾝｽがある世田谷公園においても打球が場外に飛び出すことがあることや、球場を2面で使用している場合の利用者同士の安全対策が課題となっている旨の答弁がなされているが（甲37号証：令和4年3月定例会-02月24日-03号 P124）、経済産業部では、このような課題認識がなされていない模様である。

さらに、区の公募開始決定を受けて、池尻小PTAが6月下旬に緊急に実施したｱﾝｹｰﾄにおいても、この修正分割案に賛同する保護者は回答者（205件。池尻小に児童が通う274世帯中の約75%）の1割弱にすぎず、残りの9割が反対（約3割が校庭の分割自体に全面反対、6割が9：1程度の分割割合（ｽﾎﾟｰﾂ団体や学校/PTAの活動に事実上の支障が生じない程度の割合）に修正されるのであれば賛同）という結果であった。

このｱﾝｹｰﾄ結果を踏まえ、6月28日付で、池尻小PTA会長が区長に対して、校庭分割面積の見直し等を求める「要望書」を提出したが、分割面積は変更されないまま、7月4日に公募が開始された（甲21号証：令和4年6月池尻小PTAから区長への旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書。ｱﾝｹｰﾄ結果はP2の円ｸﾞﾗﾌ）。

③ 広い校庭と芝生を失うことに対する地域住民の反対

池尻小学校のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでは、ﾄｯﾌﾟﾍﾟｰｼﾞに芝生の写真と「世田谷区内の小学校で一番広い敷地面積と一番広い校庭が自慢の学校です。」との記載があり、広い校庭と芝生は池尻小の児童にとって重要なｱｲﾃﾞﾝﾃｨともなっている（甲22号証：池小ホームページ）。

池尻小学校の芝生は，「遊び場開放」として地域にも開放されているところ，公園の芝生とは異なり，ﾍﾟｯﾄによる汚染や，たばこやごみの投げ捨て等による汚染の心配もなく，動物等ｱﾚﾙｷﾞｰのある子どもたちも安心してのびのびと遊ぶことが可能な，他には無い貴重な地域の財産となっている。

また、池尻小学校校庭では、近隣小学校PTAとの共同のﾏﾗｿﾝ大会、学校に泊まろう会（花火大会、ｷｬﾝﾌﾟﾌｧｲﾔｰ）、青空給食、校庭の地域開放といった特色ある活動が行われている。これらの活動は、芝生があること及び広い校庭のｽｹｰﾙﾒﾘｯﾄが活かされてこそ行い得るものである。

しかしながら、本事業が遂行されれば，上記特色ある活動も廃止せざるを得ない。

加えて、芝生は、池尻小児童にとって、転倒時の怪我の心配も少なく、のびのびと安心して運動に取り組めるだけでなく、夏場の校庭の表面温度を押さえ、乾燥時に埃が立ちにくくし、水捌けがよく雨上がりでも校庭が使える、といった利点をもたらすもので、身近に緑化空間があることで心理的な安らぎをももたらすものでもある。

以上より、本事業は，芝生，広い校庭を活かした特色ある活動によって生まれる池尻小児童のｱｲﾃﾞﾝﾃｨﾃｨを失わせるというだけでなく、子ども達の健康・心身の発達に悪影響を与えることは明らかである。

本事業は、池尻小の児童からしてみれば、その広い校庭の3割と芝生の3分の2がいきなり区に取り上げられるようなものであり、そうした事情もあり、保護者の多くが校庭分割案に根強く反対しているものである。

本事業で最も不利益を受ける当事者の声を考慮することなく、7:3の修正分割案のまま本事業を強行することは極めて不当である。

A-5. 小学校からの要望を十分に考慮せず、かつ教育上悪影響のあるｽｹｼﾞｭｰﾙで本事業を強行しようとしていること。

世田谷区は、本年5月6日に、小学校校庭を7:3に分割する案を学校長に提示した。この際、学校長からは、教育活動維持、子どもたちへの配慮の観点から、境界を設置する場合は、その境界に目隠しｼｰﾙを設置するなどして池尻小児童のﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰに配慮すること、および、同校がその広い校庭を活用して伝統的に行ってきた学校行事等が継続できるよう、境界壁の上下部に可動式の扉を設置することを要望した。
これに対して、世田谷区は、境界のﾌｪﾝｽについてはｾｷｭﾘﾃｨやﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ保護を考慮したものとすることを募集要項で規定しているが、可動式の扉については、「安全性や費用面を考慮しながら、ｲﾍﾞﾝﾄ実施時などの際に、池尻小学校校庭との一体活用が可能な可動式ﾌｪﾝｽを検討する」と規定するにとどまり、可動式ﾌｪﾝｽの設置は公募の確定的な条件とはされていない（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項　P11「③整備工事にあたっての留意点」）。このままでは、費用がかかる等の理由で、事業者が可動式ﾌｪﾝｽを設置しない提案を行ったとしても、当該事業者が選定される可能性がある。

また、6月20日には、世田谷区は学校長に対して、7月の公募開始を説明するとともに、本年11月又は12月に芝生を剥がし、ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞを整備する工事を開始することを申し入れている。しかしながら、すでに令和4年度の学校行事は、令和5年3月末のものまですべて決定・公表されており、区が、年度途中で区立小学校の学校行事の変更を迫るというのは極めて異例かつ不当である。区の本申し入れには学校長や他の教職員に非常な驚きを以て受け止められ、学校長から区に対して、教育上の悪影響が大きいことから、芝生を剥がす工事を本年度中に実施するのは見直してほしいと要望がされたとのことであるが、現時点でこれに対する区の回答はない。

B. 本事業が前提とする校庭分割・用途変更は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「ｽﾎﾟｰﾂ推進」等の区の他の施策と不整合であること

① 校庭芝生化事業との不整合性
そもそも池尻小学校の校庭の芝生化は、東京都教育委員会・環境局が積極的に推進していた「校庭芝生化事業」の一環として、子どもの体力向上、環境教育、情操教育の充実等を目的とし、世田谷区教育委員会による募集・働きかけ、支援のもと、平成24年に実施された（池尻小の校庭芝生化費用：約3,700万円）（甲23号証：21世教施第518号　平成22年2月17日付「平成22年度校庭芝生調査研究協力校の募集について。甲24号証：平成24（2012）年4月16日付世田谷区教育委員会事務局施設調整担当から池尻小学校に対する電子ﾒｰﾙ。甲26号証：平成25年度版　東京都緑化白書　特集　校庭芝生化の現状 P24）。
その後、平成27年3月の区議会特別予算委員会においても、みどり政策課長から、区における公共施設の緑化の推進方針が示され、池尻小学校や赤堤小学校などの校庭芝生化により、みどりの学校づくりを推進している旨の説明がなされている（甲7号証：平成27年3月世田谷区予算特別委員会議事録―03月18日―06号）。
文部科学省「小学校施設整備指針」（甲48号証）においても，同指針「第6章屋外計画　第3屋外教育環境施設　1共通事項（2）（P67）」にて「児童数、利用状況等を考慮して必要な面積その他の規模を確保し、適切な設備の種類、数等を計画することが重要である」と規定されていることから、池尻小学校校庭の芝生についても、児童数のみならず、その利用状況も考慮の上で、必要な面積その他の規模を確保し、今後の取扱いを決定することが重要である。現在、池尻小学校の校区内では、大規模都営住宅の建築や民間のﾏﾝｼｮﾝ建設も予定・進行しており、これにより児童数が増加することが見込まれることも考え合わせると、校庭の面積を減少させる行為は不合理である。「第6章屋外計画　第4緑地　1共通事項（4）（P68）」では「明るい雰囲気を作り出し、学校への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできるよう計画することが望ましい」と規定されているところ、池尻小学校の芝生は、学校及び児童にとって愛着と誇りの対象となっていることから（後述）、できる限り維持することが望ましいと考える。さらに、「第6章屋外計画　第4緑地　4芝生（P69）」においては，「（1）芝生のもつ

効用を,･･･効果的に活用することも有効である。」と規定され,また、「(3)樹木等と併用する場合は,芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要」とされているように、芝生の維持管理を植栽より優先して考慮すべきとの方針が示されている。

このように,文部科学省及び東京都は、芝生が小学校児童に与える有益性を重視して高額の費用を掛けてでも天然芝の普及を推進しているところ、池尻小学校における芝生敷設は、大きな関心と喜びをもって迎えられ(甲27の1乃至甲27の4:平成24年 池尻小学校校庭芝生化整備工事①,②,校長室だより,学校だより)、池尻小児童の愛着・誇りの対象であり,ｱｲﾃﾞﾝﾃｨﾃｨを形成する存在となっている。

本事業では、上述の教育委員会、区（みどり政策）及び文部科学省の方針・指針に反して小学校校庭の芝生の約3分の2を剥がすものであるが、令和4年6月2日の住民説明会においては、緑を減少させる行為について、他部署からの反対意見・異論はなかったのかとの質問に対し、異論はあった旨の回答がなされており、区の方針に整合しないことを区は自認している。なお、住民説明会議事録(甲19号証：【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ)6月1日分38番の質疑応答においては「(緑地化)担当部署からも意見はいただいています。」, 同月2日分15番では「区議会からはみどりを守れというご意見をいただいている」との回答がなされた旨の記載があるが、みどり担当部署，区議会からの反対があった旨の回答がなされたと記憶している。

さらに、東側の校庭には事業者に新たに芝生を敷設させることが計画されている(小学校校庭の芝生を剥がし、土のｸﾞﾗｳﾝﾄﾞを整備する費用:約6,000万円)が、10年前に区の働きかけ・支援により設置したばかりの芝生の大半を子どもたちから取り上げ、小学校とは新たな境界壁で仕切られることになる東側校庭部分に新たな芝生を敷設することは、無計画かつ税金の無駄遣いに他ならず、子どもの心身に及ぼす悪影響が懸念される(甲25号証：旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について P9)。区が本事業で目指している主な機能の一つに、STEAM教育やSDGs等の問題解決の学習等、若い世代の学びの支援が掲げられているが(甲25号証P5)、既存の緑を維持・活用しようとしない計画は、SDGsのｺﾝｾﾌﾟﾄにも不整合である。
なお、本事業の募集要項では、運営事業者が行う校庭の整備内容として、「令和5年度:事業用途に合わせたｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ整備工事(芝敷設工事など)」と記載されているのみであるから、西側部分の校庭から撤去する芝生(約1,300～1,400平方ﾒｰﾄﾙ)と同面積の芝生が、運営事業者によって東側に敷設される保証はなく、運営事業者の事業用途次第である(甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P11)。

② ｽﾎﾟｰﾂ振興に係る区の施策との不整合性

「区民一人当りのｽﾎﾟｰﾂ施設面」という観点でみると、世田谷区はｽﾎﾟｰﾂ施設1面あたりの人口は周辺の他市区との比較で，特にｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ，体育館は約2倍となっており最悪の状態である。

（3）スポーツ施設の１面（施設）あたりの人口　（単位：人／面（プールは施設））

	グラウンド	体育館	プール	テニスコート
世田谷区	36,652	219,914	146,609	23,148
22区	19,349	87,174	104,830	23,594
近隣7区市	17,094	93,308	124,411	19,994
人口40万人以上の8区	16,571	107,528	166,855	23,152

（甲28の1号証:世田谷区ｽﾎﾟｰﾂ施設整備方針 P35）

「世田谷区ｽﾎﾟｰﾂ施設整備方針」P10(甲28の2号証)では、基本方針として「(中略)学校施設は第一に教育施設であるが、同時に地域ｺﾐｭﾆﾃｨの核としての役割も担っていることを踏まえ、地域ｽﾎﾟｰﾂ施設としての利用を図っていく。また、統合等による跡地においても引き続きその役割の維持・保全を図る。ｽﾎﾟｰﾂをﾃｰﾏとした交流を支援することで、地域の発展に寄与する。」とされ、<取組みの方向性>としても、「学校の開放施設として使用されていたｽﾎﾟｰﾂ施設は、学校の適正配置等に伴う建物用途変更後も、地域ﾆｰｽﾞや活用状況等を踏まえて引き続きｽﾎﾟｰﾂの場として活用を図る。」こととされている。
池尻地域は、多摩川周辺や成城地区と異なり、周辺に河川敷ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞや大規模ﾃﾆｽｺｰﾄなどが存在しない地域であり、ｽﾎﾟｰﾂ施設が不足している。この地域性を加味すれば、現状の高い地域ﾆｰｽﾞや活用状況にも拘わらず、旧池尻中跡地校庭をｽﾎﾟｰﾂ施設として活用しない計画は、ｽﾎﾟｰﾂ推進に係る区の施策と不整合である。
なお,上記甲28の1号証の表は,平成27年5月1日時点(人口87.9万人)のものであるが、現在の世田谷区の人口は約91.7万人であることから、より一層、ｽﾎﾟｰﾂ施設の不足が深刻となっている。
このｽﾎﾟｰﾂ施設不足は、児童にとってはさらに深刻である。というのも、児童が日常的にｽﾎﾟｰﾂを行える場所は,徒歩あるいは自転車での移動が可能な狭い範囲であり、自らより良い活動場所を求めて長距離移動をすることができないからである。

世田谷区教育委員会は、校庭の分割・用途変更やそれを理由とする芝生の撤去について、文部科学省に相談、報告を行っていないのみならず、本事業の立案にあたって、池尻小学校周辺にて児童の徒歩圏内で球技が出来る場所の調査を行っていないことを明らかにしており、このように、区の他の施策と整合しない形で本事業を推進することは、経済産業部の意向を過度に重視しており、結果として他の施策が後退・困難になる点で不当である。

C.本事業の目的達成のために、校庭の一体的活用の具体的必要性がないこと。

本事業の主たる目的は、基本協定書案（甲31号証：基本協定書(案)）にも記載されているように、区内の既存産業の再活性化、区内産業のｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝの創出・加速、地域経済の持続的発展であるが、以下のとおり、当該目的の達成のために、校庭を一体的に活用する具体的必要性はない。

① 他地域の成功している産業活性化拠点では校庭の活用がされていないこと

本事業のｺﾝｾﾌﾟﾄの策定時に区が作成している「新たな産業施策に向けてのレポート」（甲16号証P16-24）において、産業活性化拠点の注目事例として例示している、福岡FGNおよび那古野ｷｬﾝﾊﾟｽは、いずれも廃校活用事例であるが、校庭・ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞは校舎と一体的な活用はなされておらず、むしろ従来の地域活動を最大限尊重した形で事業者公募・事業運営が行われている（甲29号証：福岡市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ「旧大名小学校跡地活用事業公募要綱」 P2, P11。甲30号証：名古屋市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ「旧那古野小学校施設活用事業提案　募集要項」P1, P10, P20-21）

② 本事業で校庭を活用して行おうとしている活動は、近接地で実施済み・可能であること。

区が、本事業における校庭の活用案として例示している、ﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟ、ｷｯﾁﾝｶｰ等の試みは、本事業用地の南側に隣接する世田谷公園で実施済み・可能であり、介護ﾛﾎﾞｯﾄ・公園遊具実証実験や段ﾎﾞｰﾙｲﾍﾞﾝﾄ等のｲﾍﾞﾝﾄも同様である。
（甲32号証：世田谷区ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ「公園にｷｯﾁﾝｶｰ（移動販売車）が出店しています」，甲33号証：ﾌﾟﾚﾊﾟｰｸ世田谷　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ，甲34号証：世田谷公園ﾌﾘｰﾏｰｹｯﾄ開催情報，甲35号証：せたがや環境ﾌｪｽﾀ2022，甲36号証：せたがやｶﾞｰﾃﾞﾆﾝｸﾞﾌｪｱ2022）

さらに、本年2月24日の定例会の答弁で、みどり33推進担当部長より、世田谷公園は、Park-PFIや公園施設設置管理許可制度を活用した飲食や物販店等の候補地として掲げられている（甲37号証：令和4年3月定例会-02月24日-03号 P124）。

上記のとおり、本事業の主目的である経済活性化やｺﾐｭﾆﾃｨ創出等のため、校庭を活用する具体的必要性はなく、隣接する世田谷公園等を活用することで足りると考える。むしろ、ﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟ等の創業支援の観点では、既存のｷｯﾁﾝｶｰ等が存在する世田谷公園で実施する方が、ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞや競争力育成のためには重要である。

③ 施設への人の流れを作る役割として、2,500㎡の校庭面積は不要であること

本事業において校庭は、体育館とともに、施設全体の「顔」として、校舎への人の流れを作る役割を担うことが求められている（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項 P4 「(1)基本的な考え方」）。

確かに旧ものづくり学校では、道路に面する正門が二つ存在し、かつ、それぞれの正門から校舎の入り口に至るまでの導線が直線ではなかったため、正門からは、校舎の入り口が見えず、入りづらい雰囲気もあった。しかしながら、既存の正門は，真ん中に使用されていないﾄｲﾚが放置されているために中間部分で分断されており、これが入り口を分かりづらくしている大きな理由である。
そのため、放置されているﾄｲﾚを撤去する等の改築をするとともに、校舎に至る導線における植栽を撤去し、校庭の東端の一部を整備すれば、新たな正門からは校舎の入り口の全体を見渡すことができ、結果として人の流れを作る役割を持たせることは十分に可能であると考える（甲21号証：旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書の図面。甲41号証：旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図）。

以上①～③より、本事業の遂行にあたって校庭の一体的活用の具体的必要性はなく、代替の方法での事業遂行が十分に可能であるにも拘わらず、区が2,500㎡の校庭利用に拘泥している点は不当である。

なお、本事業の基本協定書案の第8条では、入居事業者の取り決めとして、区内創業計画を有していることや区内事業者との連携・交流等の条件や義務が規定されているが、校庭の利用は義務付けられておらず、校庭の利用計画の有無すらも問われていない（甲31号証：基本協定書(案)）。よって、本事業を開始はしたものの、結局のところ入居事業者には校庭を活用されない可能性も相応に存在する。

D. 本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切であること

区は、本事業における校庭活用ｲﾒｰｼﾞとして、ｲｹ・ｻﾝﾊﾟｰｸ（池袋）、ﾎﾞｰﾅｽﾄﾗｯｸ（下北沢）、うめきた外庭SQUARE（大阪）でのﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟや実証実験等を例示している。
（甲25号証：旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について P13-14）。

このうち、ｲｹ・ｻﾝﾊﾟｰｸは旧造幣局の東京支局の閉鎖後に、地域住民が中心となって約10万人の署名活動を行い、住民の要望を受けて、豊島区が防災公園として整備することを決定したものである。また、ﾎﾞｰﾅｽﾄﾗｯｸおよびうめきた外庭SQUAREは、鉄道の線路や貨物駅の跡地を活用したものである。
（甲38号証：WHAT IS IKE SUNPARK。甲39号証：うめきた外庭SQUARE。甲40号証：LIGARE【BONUS TRACK】線路跡地にできた下北沢の“ﾎﾞｯﾌﾟ”と“歴史”を融合した新しい商店街）。

これらは跡地活用の好事例であるが、いずれも、すでに役割を終えた土地を新たな目的で活用したものであって、池尻小校庭のように、現に活用されている土地を途中で用途変更したものではない。

また、既述のとおり、池尻小と道路を隔てて南に隣接する世田谷公園では、ﾌﾘｰﾏｰｹｯﾄ等のｲﾍﾞﾝﾄやｷｯﾁﾝｶｰによる販売も盛んに行われており、すでに多様な区民が集う場所として十分に機能していることから、むしろ世田谷公園を各種活動の場として活用する方がより効果的な可能性があり、かつ、校庭整備に伴う各種費用もｾｰﾌﾞできるﾒﾘｯﾄもある。

請求者は、区が本事業により行おうとしているﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟや実証実験等それ自体を否定するものではないが、その立地の選定方法として、現に小学校の校庭として活用されている土地の一部をあえて分割するのではなく、すでに役割を終えた別の土地や近隣の有力な候補地から検討するのが合理的であると考える。

以上より、校庭の立地や周辺状況を十分に検討せず、「校庭活用ありき」の姿勢を堅持して、校庭の一部を分割して本事業を遂行することは不当である。

E. 本事業の対象施設（校舎・体育館）が建築基準法の用途制限に違反すること

現状、本事業の対象施設の建築基準法上の用途は、「校舎棟・体育館棟・校庭：08990その他（ものづくり学校）」となっているところ、本事業の遂行にあたり、校舎棟のうち事務所として活用する部分については床面積3,000㎡を限度に事務所用途に変更する予定とのことである。
（甲42号証：世田谷区ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　旧池尻中学校跡地活用事業についてﾏｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ型市場調査を実施しました。『現況及び基本的な条件等』、甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項 P10）。

しかしながら、本事業では、同一の敷地内に存在する校舎棟（3,481.67㎡）と体育館棟（2,768.5㎡）を一体的に活用するものであるから、校舎棟のみならず、体育館棟も、事務所として活用する部分については事務所用途に変更すべきであるが、そのような用途変更が計画されていない点で違法である。更に、本事業では、飲食店やﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟを本施設内に誘致する計画があるとのことであるから、それらの店舗として使用する部分については、店舗としての用途変更も実施すべきである。
なお、仮に事務所や店舗への用途変更が計画された場合であっても、本施設の所在地域は第一種住居地域であり、本施設を複合用途の建築物とする場合には、事務所用途での床面積は3,000㎡以下、店舗用途での床面積は500㎡以下の制限が課されることから（建築基準法 別表第二（ほ）（は）号）、校舎棟と体育館棟の合計床面積が6,250.170㎡であることを考慮すると、これらの用途制限を踏まえた公募

条件を具体的に設定しない限り、建築基準法違反となる恐れが極めて高い。

F.　本事業の用地が第一種住居地域とされていることに照らし、本事業は都市計画法の趣旨に反すること

上述のとおり、現状、本事業の対象施設の用途は、「校舎棟・体育館棟・校庭：08990その他（ものづくり学校）」となっているが、本事業の遂行にあたり、校舎棟の一部を事務所用途に変更するとのことである。そもそも旧池尻中跡地は「第一種住居地域」に位置しているが、同地域で、建設基準法上の用途制限の対象外となる校庭の一部までも活用し、創業支援等の事業を行い、多数の来場者が集まる施設を運営することは、都市計画法の趣旨に反し、極めて不当である。

G. 池尻小学校の芝生を撤去する行為が世田谷区都市整備方針及び風景づくり条例に違反し違法であること

世田谷区は、都市計画法18条の2第1項，世田谷区街づくり条例8条1項に基づき都市整備方針を定め（甲44号証：世田谷区都市整備方針1及び甲45号証：世田谷区都市整備方針2）、同方針において、世田谷公園一帯を「みどりの拠点」と指定している（甲45号証p19，p22）。
また、世田谷区は、景観法8条2項1号の「景観計画区域」は世田谷区全域とし、第一種住居地域に所在する池尻小学校周辺は「一般地域（住宅共存系ｿﾞｰﾝ）」としている（甲49号証：景観法に基づく風景づくり P4-2，4-3）。住宅共存系ｿﾞｰﾝにおいては、「敷地内や敷地周辺に･･･残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。」との基準がある（甲49号証P4-11）。
また、世田谷公園は，「まとまったみどり」の対象であることから、「まとまった緑基準」によれば、同公園敷地境界から50ﾒｰﾄﾙ以内にある池尻小学校校庭の芝生も、「まとまった緑」として保存されるべきである（甲49号証P4-26、4-27）。

したがって、池尻小校庭西側部分の芝生の約1,300～1,400平方ﾒｰﾄﾙを剥がすことは、これら基準に反し，違法である。なお、本事業に伴い、西側部分に約170平方ﾒｰﾄﾙの芝生を敷設し、東側部分には運営事業者の事業用途に合わせた芝生敷設計画があるが、具体的な敷設面積は事業用途次第であり、失われる芝生と同面積の芝生が新たに敷設される保証がないことは既述のとおりである。

H. 池尻小の避難所としての機能が低下すること、又はそのおそれがあること

旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図（甲41号証）及び旧池尻中学校跡地活用事業提案　募集要項（甲43号証）のP8に記載されている校庭の図面によると、校庭の貸付対象と貸付対象外の境界に、防球ﾈｯﾄが設置予定であることが記載されてい

るが、防球ﾈｯﾄを示す緑色点線が、校庭の防災倉庫の中央部分を通過する形で引かれていることから、防災倉庫が取り壊されるように思われる。
しかしながら、防災倉庫には、医療救護所用ﾃﾝﾄ、応急給水機材、ﾏﾝﾎｰﾙ用ﾃﾝﾄ、発電機、救助資機材ｾｯﾄ、ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ等、災害時の避難所運営に不可欠の資機材が収納されているところ（甲50の1号証：池尻小防災倉庫備蓄物品一覧。甲50の2号証：池尻小学校防災倉庫配置図）、池尻小の避難所としての機能は、災害時に倉庫内の資機材を池尻小校舎・校庭・体育館・第二体育館に適時・適切に配置し、これらを有効に活用して初めて発揮されることから、仮に本事業の実施に伴って同倉庫を取り壊すということであれば、これらの資機材を収納する新たな倉庫が近接地に設置されない限り、避難所としての機能が大きく損なわれてしまう。仮に同倉庫を取り壊す予定がない場合であっても、募集要項中の校庭図面における防球ﾈｯﾄの設置位置は修正されるべきであるし、防球ﾈｯﾄ設置工事期間中に災害が発生したような場合にも、同倉庫が問題なく機能するような工事計画が立案され、関係者の理解を得るべきである。
しかしながら、現時点に至るまで、本事業に伴う防災倉庫の取扱いについて、避難所運営の責任者（町内会会長等）に対して区から何らの事前の説明がないまま、防災倉庫が取り壊されることが前提と思われる校庭分割図面が記載された本事業の公募が決定・実施されていることは極めて不当である。

(5) 本事業を遂行する結果、区に生じている、またはその可能性のある損害
① 金銭的損害
既述のとおり、上記1.(1)に列挙する行為は不当・違法であり、このままの内容で本事業を遂行すべきではないことから、本事業にて現在区が計画している以下の中学校校庭整備関連費用（合計約5,600万円）並びに、池尻小学校の校庭の芝生を剥がし、土のｸﾞﾗｳﾝﾄﾞを整備する費用（本年3月12日に区教育委員会の教育施設担当副参事が請求者に対して行った説明によれば約6,000万円）、および2012年度に池尻小学校の校庭芝生化を実施した際に支出した費用（約3,700万円）の合計約1億5,300万円が区に発生する損失・損害の最低額となる。

令和4年度：中学校校庭測量・設計費用（約400万円）
令和5年度：中学校校庭整備（既存ﾌｪﾝｽ・植栽撤去、防球ﾌｪﾝｽ設置、校庭の土入替え）費用（約5,200万円）

これに加えて、上記1.(1)に列挙する行為の不当性・違法性が確定し、計画変更を迫られた場合、それがいつになるか次第で金額は変動するが、校庭・校舎の一部又は全部の改修・原状回復工事の費用や、事業者からの損害賠償請求が、区に生じる可能性のある損害となる。

② 非金銭的損害
上記以外に、金額の算定は困難であるが、本事業における違法・不当な行為により区に以下の損害が生じており、またはその可能性がある。
・不当・違法な事業を強行することによる、地域住民の区政に対する信用が低下し、または失われること。
また、今後の本事業の推移次第では、区が同種の事業を他地域で遂行する場合の候補事業者からの信用が低下し、または失われること。
・区の「ｽﾎﾟｰﾂ推進部」が推進する区民のｽﾎﾟｰﾂ施策が後退すること（区民一人あたりｽﾎﾟｰﾂ施設数の悪化を含む）。
・区の「みどり33推進担当部」が推進するみどり化施策が後退すること。
・池尻小児童を始めとする地域住民の公共財産として活用されている池尻小校庭が分断されることにより、公共財産としての価値・機能が低下すること。
・池尻小の、避難所・医療救護所としての機能が低下すること。

2. 請求者
住 所 [redacted] 世田谷区 [redacted]
氏 名 [redacted]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和4年8月19日

世田谷区監査委員あて